

「令和6年度第1回沖縄県食品の安全安心懇話会」議事録

1 開催日時：令和6年6月7日(金)14:00～15:00

2 場所：県庁6階 第1特別会議室

3 出席者

(懇話会構成員):4名

- ・高良 健作 (学識経験者:国立大学法人琉球大学農学部)【座長】
- ・城間 健二 (生産者:沖縄県農業協同組合)
- ・伊波 盛秀 (食品営業者:沖縄森永乳業株式会社)
- ・親川 伸夫(流通業者:イオン琉球株式会社)
- ・古堅 忠司(消費者:生活協同組合コープおきなわ) 欠席
- ・野原 直子(消費者:NPO 法人消費者センター) 欠席
- ・上門 努(生産者:株式会社沖縄農業協同組合) 欠席
- ・渡久地 政和(流通業者:株式会社沖縄県物産公社) 欠席
- ・安里 睦子(食品業者:株式会社ナンポー) 欠席
- ・田原 美和(学識経験者:国立大学法人琉球大学教育学部) 欠席

(沖縄県)

- ・事務局(保健医療介護部薬務生活衛生課)
- ・幹事課職員

4 内容

(1)保健医療介護部 比嘉保健衛生統括監あいさつ

(2)座長の指名

「沖縄県食品の安全安心懇話会運営要綱」第5条に基づく保健医療介護部長による座長の指名。琉球大学農学部の高良先生を指名し、その後の議事進行を依頼。

(3)議事進行(高良座長)

議事:第4期沖縄県食品の安全安心推進計画の令和5年度実施状況報告について

ア 事務局から議事次第及び令和5年度実施状況報告(資料1)について説明

イ 欠席している構成員から事前に意見や質問を聴取し、懇話会で紹介。(別紙1)

ウ 出席している構成員からの質問や意見に対し、事務局で説明。(別紙2)

NPO 法人消費者センター沖縄理事 野原直子 様

P2 安全安心な食品の確保

●エコファーマー制度

良い取り組みだと思いが取得される農家の苦勞にみあうほど認知されていないのではないかと。マークがついた商品は見かけるが、特別栽培農産物や有機農産物との違い、それぞれの意味を理解している人は少ないと思われる。

Q 消費者にむけた周知のための工夫としてどのような取り組みをされていますか。

A エコファーマーや特別栽培農産物等の制度につきまして、県 HP やイベント(花と食のフェスティバル)等を通じて PR チラシ等にて周知に取り組んでいる。

また、消費者への周知と並行して、特別栽培農産物認証推進・普及事業(一括交付金)において、特別栽培農産物の栽培マニュアルを作成しており、今年度までに園芸戦略品目等である10品目のマニュアルが完成する予定。今後生産者や関係者に対して勉強会やイベントを通じて栽培マニュアルを広く周知し、認証取得につなげて更なる制度の認知度向上に努めていきます。

●P7 の残留農薬検査

検査の結果からよくここまでつきとめられたなと感心しました。地道な検査で安全が保たれているのを実感しました。

●水

ダムの貯水率が下がり、安全な水の確保が心配されました。自然界で分解されにくい PFOS 等の含まれた水は沖縄だけでなく県外でも見つかっており、農作物や肉魚加工食品等私たちの食の安全のベースになる水の安全性に不安を感じる人は少なくないだろうと思います。

Q 農業用水を含め水の安全についてどのような取り組みをされ、その現状をどのように周知されていますか。

A 農業用水については、特段水質検査等は行っておりません。水道水については、水道法により水質基準の遵守及び水質検査が義務づけられおり、県内では多くの水道事業者が厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に水質検査を委託しています。水質基準の超過を確認した場合、検査機関は速やかに水質検査結果を報告することとなっており、報告を受けた県は、適宜水道事業者に対し指導や助言等を行っています。周知につきましては、毎年6月1日から7日までの期間を「水道週間」としており、水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るために、期間中は関係者が連携して様々な広報活動等を行っています。具体的には、新聞掲載、ラジオ CM、県の広報番組「うまんちゅひろば」の活用、パネル展示、県企業局主催の「おきなわ水まつり」等が行われております。

P3 製造・加工・流通・販売……の確保

●食中毒予防のための講習会開催回数

目標の値をどのように設定されたのかにもよるのかもしれませんが、実施回数が目標より下回っています。(回数でなくのべ人数でみると目標数であったりしますか?)

賞味期限内なのに腐敗したマフィンが売られていたことが報じられたことがありましたが、期限内なら安全と信じており、消費者が費者としてはこわくなったという面もあるのだろうかと思いました。

食中毒は時に命も奪うことも。ぜひ多くの人に講習会での研修の機会を作ってください。

A 施策19番の講習会の開催回数の数値目標の設定につきましては、各保健所の管轄地域の商業施設数、職員数等を鑑み、各保健所で定期開催も含めて30~60回程度開催できることを想定し数値目標値を設定しています。今年度達成度がCになったことに関しましては、一部保健所において一時的に職員数の不足等により定期開催の講師が確保できず、目標を達成できませんでした。

令和6年度につきましては、職員数も改善され現時点の講習会も順調に開催できており、目標達成が見込まれます。

腐敗したマフィン報道の内容につきましては、おそらく対面での販売であると推察されます。食品表示が必要でない対面での販売は、販売する側の責任として、購入しようとする方が食品表示について説明を求めた場合、説明する必要がありますし、健康被害を起こすような食品を販売することは法律違反であり、重大な事故にもつながります。対面販売も含めて食品の衛生管理、保管状況等について各講習会の中でも引き続き伝え、食中毒の未然防止に努めていきます。

●誤嚥の事故もとても悲しいです。窒息事故を防ぐ取り組み、簡易的にトイレtpーパーの芯を通るものは小さな子どもには危ないというものがあったと思いますが、万一の場合の対処法の周知もセットで安全の取り組みがあればと思います。

Aこの質問に対しては、他の構成委員の方も同じ内容でご質問いただいていますので、最後のほうで合わせてお答えします。

●食品表示の適正化

お店でこれまで〇〇県産と書かれていたアサリがあったが今ではほぼ国産はなく、外国産と表示されている。適正な表示によりこうなったということなのだが、目にするたびに今までずっとだまされたのかという気持ちになる。信頼が揺らぐ。

しかし、表示されているからといってそれを信頼していいのかと疑いの目を消費者がもっても、本当はどうかを逐一調べることは難しい。行政によるウォッチは大切だと感じる。

P19 グローバルマーケティング戦略

●Q これは展示するだけのイベントなのでしょうか。

●Q 沖縄の商品は県外でもわたしたショップ等でも購入できるようだが、運搬するコストが上がっている分販売価格も県外だと高くなるのだろうか。

(北海道展、東北展等よく店舗でイベントが行われているが、現地での販売額と比較すると高めで気軽に買えないものもある。)

A 優良県産品の宣伝につきましては、展示に加えて販売会も行っております。

令和5年度の個別の取り組みとして今回ご報告した10件の実績のうち、6件で販売会を行っ

ております。

A 販売価格について県は関わっておりません。一般的には事業者において判断されるものですが、ご質問いただいているわたしたちショップにおける県外販売において確認したところ、輸送コストなどを加味した上で、価格を決定しているとのことでした。

その他

●機能性表示食品による健康被害
とても残念です。

消費生活相談にはインターネット通信販売のサプリメント等の定期購入のトラブルが特定商取引法改正後も多数寄せられています。

安価に試せると購入した商品が定期購入になっており→2回目の商品が届き1回目よりも高額な請求を受ける→この事業者は信頼できないと思うようになり→商品を口にするのがいやだと思うようになる。このように気持ちが動く方がいます。

商売の仕方によって信頼ができなくなり、そこから商品も信頼できなくなるという気持ちだと思えますが、ではなぜ当初信頼できたのか。

健康食品、サプリメント、というと体にいいものというイメージ。

でも本当にそうなのか。消費者は確かめる必要があるのだろうか。

Q 健康食品の安全性について何か取り組みを予定されているのであればお聞かせください。

A 今回の機能性表示食品による健康被害を受けて、施策の19番から22番までの食品関連業者への講習会や27番から33番までの各種食品表示関連の講習会で、健康食品にかかわる今回のような新たな危害、新たな危害防止策などをお伝えし、このような危害の未然防止に繋がっていくことは、今後できることのひとつと考えています。

●SDGs

原料調達→生産→流通→廃棄 このすべての過程での環境負荷を見える化する「製品LCA（ライフサイクルアセスメント）」という評価手法があるそうです。

購入する商品にわかりやすくそれが表示されていれば、エシカル消費はすすむだろうと思えます。

Q 製品LCA、県内での取り組み事例があれば教えてください。

ライフサイクルアセスメント(LCA)

A 本計画の施策の中の取り組みではありませんが、県内では農産物の生産部分に限って、環境負荷を定量的に評価する手法の取り組みがされています。現時点では八重瀬町の事業者が生産する農産物の茄子で取り組みが始まっているようです。

琉球大学教育学部准教授 田原美和様

目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

(41) 消費者の食品に関する知識の普及啓発のための講座実施状況が

従来と比較して大幅に回数が増え、昨年度の懇話会で回答されていた方向性が反映されて

とても良かったと思います。Q 質問として、具体的にはエシカル消費に関するどのような内容を取組まれたのか、また、講座を受講された方の感想などがありましたら教えてください。

A 講座では、エシカル消費という概念について説明。エコマークなど様々な認証ラベルを日常

生活で目にするが、この認証ラベルの説明をし、エシカル消費との関係を学んだ。クイズ形式で賢い買い物はどちらか、という内容をテーマにエシカルな消費行動とは、どういうものかを参加者の皆さんにお話しました。この出前講座は消費者コーディネーターの方に委託して講師をお願いしています。参加者の皆さんは身近な事や最近のニュースを通じて講師からわかりやすい説明があり楽しかったとの感想がありました。

生活協同組合コープおきなわ専務理事 古堅忠司様

様々な取り組みがされていることに

感心しつつ、一方で、給食にだされた「うずらの卵をのどに詰まらせて死亡・・・」という報道が頭をよぎりました。

とても痛ましい事故なので、Q この辺の対応が必要なのかなと思った次第です。

A 各市町村や、給食施設、給食センター等で誤飲防止マニュアルというものを作成しておりまして、誤飲を招きやすい食材は使用しないようにする、等の内容になっております。

また、一部にマニュアルでは、万が一誤飲した場合の処置も簡易的には記載があるマニュアルもありますが、実際に誤飲時等命に関わる場合は、食品衛生管理の内容を超えて、施設全体の緊急マニュアル、体制等で対策が取られているかと思われまます。県の出先機関である、保健所職員も定期的に保育所等へ出向いて、給食に関わる職員の方へ誤飲防止の指導を行っており、今後もこういう痛ましい事故の未然防止に努めていきたいと考えています。

構成員からの施策に関する質問(意見)及び事務局の回答(概要)

◎伊波 盛秀(食品営業者:沖縄森永乳業株式会社)

・9ページの動物用医薬品等を毎年のように検査し、指導していることは感謝している。1点確認したいのが、他府県での事であるが牛乳工場からサルファ剤が国基準を超えたということで、回収騒ぎがあった。牛乳を例に説明すると畜産課で投薬とかそういう指導はなさっていると思うが、メーカー側として検査できる薬品としては限られている。国が定めた薬品を検査しても、この他府県で起こった事例はなかなかつかみきれない。投薬期間を守っていればそういう事故は起こらないと思う。バックデータとしても生乳を受け入れる段階として、県内でしか使用されていない抗生物質の種類を教えてください。畜産課へ聞いていますがまだ回答がない。実際県内でどういう抗生物質が使われていて、それは国が定めている検査法で特定できないものもあるのではないかと危惧している。他府県で起こったことが沖縄県では起こらないとは限らない。県としては、何かしらできることがあるのかおしえてほしい。

回答:国の基準や検査法によって動物用医薬品の指導、畜産物の残留検査等を行っている。抗生物質も日々開発されていて、必要に応じて国も検査法や薬剤の種類について更新してくると思いますので、その都度情報提供していきたいと思います。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

・抗生物質は、新たに開発しても耐性菌の問題でまた、開発していく。うちの大学でもスクリーニングしてもしきれないほど多く出ている。

◎伊波 盛秀(食品営業者:沖縄森永乳業株式会社)

・検査は、昔からの方法でしかないのでは。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

・検査法については、現在ここまで検査できる方法がって、それよりもっと上まわる検査法があって、更に安全でコストが安いのであれば、更新されていく。逆に感度が上がっている。

◎伊波 盛秀(食品営業者:沖縄森永乳業株式会社)

・ディスク法とスナッフ法とあって、スナッフ法が感度が高いのですが準検査である。それでも全部は拾いきれない。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

・一斉分析ができるようになればいいのですが、なかなか難しいですね。

(その後、伊波氏の質問内容について所管している幹事課より、本人の質問に対して対応し了承済み)

◎親川 伸夫(流通業者:イオン琉球株式会社)

・施策の中では食品表示の開催回数とかが施策としてありますが、回数より教育を受講させた人数がよいのではないかと、我が社では、コロナ禍でリモートも含めて1回200人くらいで、計4000人に受講してもらった。大勢の人数を教育させて共有化できるということであれば、いいことではないかと思った。

・食品事故の対応についてです。紅麴の問題が発生し報道されたとき、消費者はこういう事故が起きると、この商品は安全か色々聞いてくる。会社としても今調査中でございますが、返答に

困る。企業の対応もバラバラである。県から一つの指針等をとって早めに出していただければ対応しやすい。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

今の話は2点ですね。

1つ目は、食品衛生講習会等が例えばうちの会社で開催したい時、講師として保健所の職員を呼んでもよいか、という内容でよいか。

◎親川 伸夫(流通業者:イオン琉球株式会社)

はい。

回答:各保健所での職員数によって対応できる状況は、違って来るが要望に応じてできる限り対応させてもらいたい。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

次の紅麴ですね。

これは難しい問題で、紅麴菌自体は何も悪くない。紅麴菌は、他の菌に比べて成長するのがとても遅い菌。7日間ほどかかる。

その間、他の菌が発生してしまうと、あっという間にエリアを覆い尽くしてしまつて(コンタミネーション)勝ってしまう。端的にコンタミネーションが原因だろうなと報道を聞いていて思う。

今回の件で、沖縄の伝統的な料理まで影響するのではないかと心配になる。

◎城間 健二(生産者:沖縄農業協同組合)

・生産者サイドからの話ですが、6ページに農薬の適正使用講習会ですが、こちらとしても講習会等開催してはいますが、全生産者の周知まではなかなかできてないので、一緒に広く周知していただきたい。もう一つは7ページの残留農薬ですが、農薬という文字が強くて消費者が強く反応する。適正使用すれば問題ないですが。必要であることを消費者にも理解できるようなことを働きかければいいかなと思う。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

・大学も市民講座の場で説明をすることがある。農薬という言葉を理解してもらえない。名前ではなく量が問題ですよと、薬や調味料も一緒に量が適正であれば問題ないということ伝えるけど、なかなか理解してもらえない。生物農薬というものもでてきていて現場はだいぶ変わってきている。ヘチマについて外部機関の研究に立ち会っているのですが、冬でも作れるヘチマの研究です。冬だと害虫の問題があり、その対策として、虫を使っている。虫は虫でコントロールする取り組みを聞いてすごいと思いました。こんな風に農業も現場が変わってきています。

農薬に関して担当者から何かありますか。

回答:危害防止の講習会の開催や、資料にあるように残留農薬はドリフトが原因ではないかという調査結果事例もある。今後も調査結果等の情報提供は、引き続き行っていく予定です。

◎高良 健作(学識経験者:琉球大学教授 座長)

・農薬取締法という法律の中で、この農産物にはこの農薬を使ってください、という内容になっています。

沖縄には本土にはない、特殊な農産物が多い。それぞれに見合う農薬を開発することは難しい気がしますので、農家さんも苦労されているのだらうなと思います。

それでは、時間も終わりの時間に近づいてきましたので、議事はこれで終わり事務局にお返しします。